

南アルプス市男女共同参画推進条例の解説

(名称)

「南アルプス市男女共同参画推進条例」

【解説】

南アルプス市は平成16年3月『男女共同参画推進基本方針』(南アルプス市男女共同参画推進研究会)を市長に提言しました。方針中では、「(5)男女共同参画推進条例制定に係る方向性」で条例について次のように言及しています。

・・・略・・・

本条例を制定する方向性としては、市の総合計画への位置付け、プランへの位置付けが必要であります。条例制定に係る検討会等を設置しながら、住民の意向を十分に反映した、行政の押し付けにならない、住民に理解される本市にふさわしい条例の制定が必要であります。

また、平成17年3月策定した「南アルプスハーモニープラン」(平成17年度～平成26年度)は、総合目標を「男女が共に「個」として輝き、生きがいのある社会の実現を目指して」とし、優先的かつ着実に取り組むべき施策を「計画の重点施策」として、次の3点を掲げています。

条例の制定

推進センターの整備

男女共同参画都市宣言

この条例は、男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、対等なパートナーとして共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会を実現するため、市や市民、事業者等が協働して男女共同参画の推進に取り組むことを目的としています。こうした視点から、「南アルプス市男女共同参画推進条例」としました。

(前文)

南アルプス市は、個人の尊重を前提とし、法の下での平等と両性の本質的平等を謳っている日本国憲法の理念及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に基づき、男女共同参画社会の実現に努めている。

本市は、西に北岳を仰ぎ、南に富士山を望み、豊かな自然との共生の中で未来にひらく文化を創造し、すべての市民が真に幸せを実感できるまちづくりを目指している。かかるまちづくりには、男女共同参画が不可欠である。

本市は、平成15年の合併当初から、すべての男女が共に個人を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い、自らの意思を持ち、一人ひとりの能力を十分に発揮できるような施策を積極的に進めてきた。

しかしながら、今なお、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野に根強く存在し、真の男女平等の達成を妨げている。

こうした状況を踏まえ、市、市民及び事業者等が一体となり、男女が共に輝き、次世代を担う子どもたちが共に住みたいと願う南アルプス市を目指し、男女共同参画社会の実現に向けて、この条例を制定する。

【趣旨】

前文は一般的に、法令の冒頭に、法令制定の由来や目的、法令の基本的理由などを述べた文章が前文といわれています。前文で有名なのは憲法で、決意や基本的な考え方や原理が未来を見定める荘厳な文体表現で書かれています。この条例も同じです。前文第一段では、この条例が日本国憲法の個人の尊重を踏まえ法の下での平等と両性の本質的平等に基づいていること、及び国際社会での取り組みである女子差別撤廃条約に基づいていることを示しています。すなわち、この条例が求める平等は憲法における男女平等（形式的平等・相対的平等・実質的平等）を前提としていることを意味します。これら憲法上の基本的人権や国際法を基準として、この条例では、南アルプス市の将来構想にとって男女共同参画が不可欠であること、及び条例制定の由来・背景・必要性を明らかにし、その心構えや決意を宣言するため前文を置きました。

【解説】

第一段について。日本国憲法及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約がこの条例の究極の基盤であり、その上に立って、南アルプス市は男女共同参画社会基本法を踏まえ男女共同参画社会の実現に努めていることを明示しています。また、「豊かな自然との共生の中で未来にひらく文化を創造し」という文言は本市の市民憲章と男女共同参画との関連を示し、「すべての市民が真に幸せを実感できる」という文言は本市の将来構想と男女共同参画との関連を示しています。その上で、南アルプス市が目指すまちづくりには男女共同参画が不可欠であると明示しました。

第二段について。「平成15年の合併当初から……〔男女共同参画の〕施策を積極的に進めてきた」とあるのは、本市が合併当初から、市民の多くの時間と力を借りてゼロからプラン（『南アルプス市ホームープラン』）をつくりあげてきたという自負すべき事実に基づいています。

第三段について。ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識や慣行などが真の男女平等の実現にとって障害になることを明示しました。

第四段について。男女共同参画の推進には、市や市民、事業者等がそれぞれ本条例の内容を十分に理解したうえで協働して取り組みを行うことが必要です。

そのためには、本市の男女共同参画をとりまくこれまでの経緯や地域特性、現状を明らかにし、本条例の必要性を明記するとともに、目指すべき方向及び今後の取り組みに対する決意を述べています。

《日本国憲法》

日本国憲法は、「個人の尊重」（13条）という根本原理の下に、「法の下での平等」（14条）及び「家庭生活における個人の尊厳と両性の本質的平等」（24条）を規定して、性別による差別を禁止しています。日本国憲法は、以下の3つの平等を定めています。

（1）形式的平等

本来、男女は同じに取り扱うべきだという場合の平等です。そもそも平等は、法的取扱いを均一にすることを求めるこの形式的平等を意味しています。

（2）相対的平等

事実が異なれば取り扱いも異ならせることを求める平等です。生理的に男性と女性は違いますから、この事実の違いに応じて取り扱いも異ならせるというものです。「取り扱いを異ならせる」ということは「差別」ですが、この場合、憲法が認めた差別、憲法が許した差別という意味で、「合理的差別」あるいは人によっては「合理的区別」と呼びます。したがって、合理性のある差別・区別は法的に許

されるということです。何が合理的差別・合理的区別であるかは個々具体的に判断することになります。

(3) 実質的平等

もともと格差が存在するときに、その格差を是正する場合の平等が実質的平等です。低いほう（虐げられてきたほう）を法的に厚く保護することで、格差を是正しようとするものです。男女共同参画社会基本法の中に積極的改善措置という言葉（「文言」<もんごん>といいます）がありますが、実質的平等を実現する措置です。ある側面の格差を是正するために「女性」に対して特別な優遇措置を講ずることは、この実質的平等の実現です。しかし、実質的平等は形式的平等のいわば例外的ケースではないということに注意しておかなければなりません。（内閣府男女共同参画局が出した『逐条解説 男女共同参画社会基本法』にも上記の事項が記載されていますが、不適切のため、削除。かつての古い憲法のテキストでは平等の項目のところで必ず論じられていたものですが、今では立法者拘束説が定着しているので、意味のない議論になってしまいました。）

《女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）》

1979年（昭和54年）国連総会で採択され、1980年（昭和55年）コペンハーゲンで開かれた国連婦人の10年中間年世界会議で署名され翌1981年に発効した条約です。特徴は、あらゆる分野における性差別を撤廃し、男女平等の権利の確立を目指し、法律や制度のみならず、慣習も対象とした性差別役割分担の見直しを強く打ち出しているところにあります。

この条約に日本も署名しましたが、批准するにあたって条約の基準に達していない国内法の改正が必要となり、日本は1984年（昭和59年）の国籍法改正、翌1985年の男女雇用機会均等法の制定など、国内法を整備し、そのうえで、1985年（昭和60年）に批准しています。

なお、現代の学術の世界では、「女子」ではなくて「女性」という語を使用し、「女性差別撤廃条約」と呼んでいます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

【趣旨】

本条は、条例を制定する目的を明らかにしています。

【解説】

この条例は、男女共同参画の推進における基本条例です。そして、この条例の制定目的は、「豊かで活力ある男女共同参画社会を実現すること」です。また、この条例の形態は、理念型と具体的施策提案型の混合形態であることがわかります。すなわち、基本理念を高らかに謳いながら、具体的な市の施策を提示しています。

次に、この条例の意義に言及します。男女共同参画社会基本法第9条が、「地方公共団体は、基本理

念にのっとり、……区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」との文言で地方公共団体の責務を定めたのを受けて、平成17年3月、「南アルプスハーモニープラン」を策定しました。そして、このプランを条例のもとで位置づけることにより、プランに沿った施策に対する法的・財政的基盤が保障されました。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 住民登録の有無にかかわらず市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、営利又は非営利の事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) 自治組織等 市内の行政区等地縁に基づいて形成された団体及びその他の市民団体をいう。
- (6) 教育に携わる者 家庭教育、学校教育、社会教育その他本市においてあらゆる教育に携わる者をいう。
- (7) 事業者等 事業者、自治組織等及び教育に携わる者をいう。

【趣旨】

本条例において用いられる用語のうち、定義が必要と思われるものについて、説明をしています。

【解説】

- (1) 「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、ともに責任を担うことをいいます。「参画」とは単に参加するだけでなく、政策・方針の決定、企画立案の過程に積極的に加わるなど、主体的な参加姿勢を示しています。
- (2) 「積極的改善措置」は、「ポジティブ・アクション」ともいいます。アメリカでは、アファーマティブ・アクションと呼ばれるものです。これまでの歴史において様々な分野ですでに男女の参画する機会に格差がある場合、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対して、作為的に法的な保護を与えることにより、やがて男女が対等な関係になるようにするものです。例えば、積極的に採用や登用するなどの措置を行うことをいいます。
- (3) この条例で用いる「市民」とは市内に居住する者、市内にある事務所または事業所に通勤する者、市内にある学校に在学する者とし、国籍は問いません。条例はその効力が、市内に限られていることから、条例における「市民」は南アルプスに住所を有する人(住民)のことを指すのが原則ですが、この条例を制定する趣旨が、市民に対して罰則を課すものではなく、市、市民及び事業者等が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを趣旨としていることから、条例全体を通じて

「市民」を広く捉えることにしました。

(4) ここでいう「事業者」とは、営利目的あるいは公益目的にかかわらず、市内に事務所又は事業所を有し、業を行う個人、法人その他団体をいいます。「法人」の中には、いわゆる会社・企業だけでなく、その集合体である商工会議所のような公益社団法人も含まれます。

「団体」とは、法人以外の集団すなわち法人格を有しない集団のことで、法律用語で言えば、権利能力なき社団ということですが、ボランティア活動を行う集団などがこれに含まれます。事業を営む者の多くが労働者を雇用しており、市民としての立場以上に他者に与える影響が大きいことを踏まえて、特に市民と分けて規定しているものです。

(5) 男女平等教育はあらゆる分野で行われなければなりません。学校教育だけではなく社会教育など色々な場面が想定されます。男女共同参画を推進する上で教育の果たす役割は大きく、男女共同参画の理念に配慮した教育を行うように努めなければなりません。特に、男女共同参画の推進にあたって次世代への教育が行われる場に携わる者の責務はおおきく、教育に携わる者と規定しているのは、その所以です。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として図られなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできるだけ中立なものとするように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業所等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に、対等に参画できるよう行われること。
- (5) 国際社会の取組と密接に関係していることを理解するとともに、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が、対等な関係の下に互いの性についての理解を深め、双方の健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重すること。
- (7) 社会のあらゆる分野から暴力及び虐待並びに他の者を不快にさせる性的な言動を根絶すること。

【趣旨】

基本理念は、男女共同参画を推進する上での基本的考え方を示したものです。

【解説】

7つの基本理念を定めましたが、内容は次のとおりです。第一番目に人権に関する基本理念を持ってきているのは、男女共同参画の問題は、まずもって「人権の問題」であるという考え方によるものです。

(1) 男女の人権の尊重

「個人の尊厳が重んぜられる」こと

基本法にも同じ文言がありますが、個人主義に根ざした言葉で、一人ひとりの人間を「性をもつ自立した人格的存在」として尊重されるということです。個人主義は、すべての価値の根源に個人

をおくという意味です。どんな場合にも、個人から出発するという意味です。国家や集団のために個人があるのではなく、個人のために国家や集団があるという前提に立ちます。一人ひとりの人間は能力や性格などがみんな違ってきますから、その違いを認め合いましょうということです。人間はみんな異なっているから、それぞれに存在意義があるということです。どの人も世界に二つとない存在なのです。金子みすずの詩「私と小鳥と鈴」の中に、「みんなちがってみんないい」という表現がありますが、これがまさに個人の尊重の核心部分です。

「性別による差別的取扱いを受けない」こと

基本法にも同じ文言がありますが、性別による差別的取扱いを禁止することで、男女平等の原則を定めたものです。ここにいう「性別による差別」とは、ジェンダーに基づく差別（ジェンダー差別）と性別それ自体に基づく差別（性差別）の両方を含んでいると考えています。ジェンダー差別が通常いうところの男女差別を意味し、性差別は同性愛差別などを含む差別を意味すると考えられます。

「個人として能力を発揮する機会が確保される」こと

人間というのは、自分の持つ能力を発揮する（腕前を振るう）機会があってはじめていきいきできるものです。社会の中に自分という存在の居場所があるという実感、あるいは必要とされているという実感は、人間が人間として生きていく上で不可欠のものです。

そこで、第一に、この人権は、能力発揮の「機会」を確保するという、きわめて「手続」的側面に力点を持つ人権と考えられます。一人ひとりがこれまで努力して築いてきたキャリアを認めた上で、そこで培った能力を発揮する機会が、性別により、あるいはジェンダーによって、否定されたり特定の方向へ向けられたりすることを否定して、男女ではなく個人として与えられるのです。

第二に、「機会が確保される」(機会が与えられる)という手続上の権利は、単に手続が用意されているというだけではダメで、その手続自体が適正である(真に平等になっている)ということではなければならない、ということです。たとえば、芝信用金庫事件という間接差別の裁判例でわかるとおり、男女に昇進の機会が与えられていても、実際に昇進するのは男性だけという差別が存在します。つまり、形の上で「昇進の機会」という手続が与えられているだけでは真に公平な昇進が期待できないのです。やはり、「昇進の機会」という手続自体が適正でなければならないということです。

今、昇進を例に取りましたが、能力発揮の機会はこれだけにはとどまりません。日常的な仕事の中に、あるいは物事を決める決定的な場面の中にも手続的な問題は存在しています。能力発揮の機会が確保される人権とは、そういう手続的な正義を実現するためのものです。この人権によって、「自分にも能力を発揮する機会が与えられる権利があるのだから、参画の機会がほしい」という要求を女性たちも打ち出せる素地が生まれたわけです。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

ここでは、ジェンダーによる歪み(ジェンダーバイアス)の解消を求めています。性別によって固定的な役割を求める意識やそれに基づく慣行などが依然として社会のあらゆる分野において残っていて、男女それぞれの活動が規制されることがあります。「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方や「男が主で女が従」とする考え方に基づく制度や慣行がまだ多く見受けられます。ジェンダーは、目には見えず、人々の意識の中に隠れ、あるいは日常の慣行として現れるので、捉えがたい存在です。それでいて、私たちの理性を左右し、能力を男の枠・女の枠で押さえつけ、人生を男の生き方・女の生き方にしてしまいます。しかも、私たちはジェンダーによりそのよう

に規範づけられていることに気づかないのです。そこで、男女共同参画社会基本法は、男性に対しても女性に対しても、このジェンダーによる影響をできるだけ「中立」なものにするように規定しています。この条例も基本法のこのようなスタンスと同じスタンスに立っています。

社会における制度や慣行の性別による役割分担意識を是正し、男女がその能力を発揮する機会を確保し、自由に活動を選択できるようにすることを規定しています。

(3) 施策等の立案及び決定への共同参画

男女共同参画社会を実現していくためには、あらゆる分野における意思決定の場への男女対等な参画が必要です。男女の対等な参画については、単に参加するのではなく、政策、方針の決定の場に女性が積極的に参画する機会が確保されることが大切です。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

少子高齢化の進展や家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に対応していくためには、男女が互いに協力し、働き続けられる環境の整備が必要です。仕事と育児・家族の介護を両立できることは、社会経済の活力を維持する上で重要であり、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要です。

また、地域社会の活動に男女が共に参画し、より豊かなものにしていくことも必要です。

(5) 国際的協調

日本における男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても国や県と歩調を合わせながら、情報収集や情報提供に努め、取り組みを進めることが大切です。

(6) 性と生殖に関する健康と権利

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とも言われます。男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることが必要というものです。

特に、女性は、妊娠や出産など、ライフステージを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することから、この条文を基本理念として取り上げることとしました。

女性を取り巻く環境や女性の意識が大きく変化している現代社会において、女性が安心して産み育てられる環境を整えるためにも、生命の尊厳や性に関することについて、男性を含め広く社会全体の意識を高め、理解を深めていくことが大切です。

妊娠や出産については、男女でそれぞれがよく話し合って決めること、産む、産まないを男女で決定する考え方の尊重、男女それぞれが生涯にわたり健康な生活が送れるようにすることを規定しています。

(7) 暴力的行為の根絶

ドメスティック・バイオレンスに見られるように、男女間での暴力は殺人といった死に至る暴力にまで発展する危険なものです。暴力を振るわれない権利は、人間として成り立つための「人格」及び「身体」にとってきわめて基礎的な権利といえます。

性的な嫌やがらせ(セクシュアル・ハラスメント)や配偶者等の暴力(ドメスティック・バイオレンス)、痴漢行為、ストーカー行為、他の者を不快にさせる性的な言動等男女間における暴力的行為は男女共同参画を阻むものであり、その根絶を目指すことは男女共同参画の基本的な課題です。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進

に関する施策を定め、これを総合的かつ計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民の意見を尊重するとともに、市民及び事業者等のほか、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を行うため、必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に関する職員の資質の向上及び人材育成を図るため、職員研修等を実施しなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の「市、市民及び事業者等の責務を明らかにする」の規定を受け、市の責務を定めています。

【解説】

- 1 男女共同参画の推進のための施策を、第3条に掲げる基本理念に基づき、総合的かつ計画的に実施します。

南アルプスハーモニープランは、5つの基本目標を掲げ、それぞれの課題に対応した施策の方向性を体系化しています。

《5つの基本目標》

- 男女の人権の尊重とその意識づくり
- 男女共同参画が共に自立して支えあう家庭づくり
- 男女共同参画による豊かな地域社会づくり
- 男女が平等に働ける職場づくり
- 男女共同参画プランの推進体制づくり

- 2 その実施にあたっては市民や事業者及び教育に携わる者はもとより、国、県及び他の地方公共団体が互いに連携し協力し合って、推進を図っていくことが重要です。
- 3 「男女共同参画に関する施策」は、「男女共同参画の推進に関する施策」と「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」との両方を含んだ用語です。いわば、直接的に男女共同参画の推進に関わる施策だけでなく、間接的に関わる施策も対象にしています。したがって、市の施策全体に関わっています。第3項は、市に対して、男女共同参画の推進のために必要な財政上の措置を講じることを義務づけています。
- 4 上記3の記述のとおり、男女共同参画は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすおそれのある施策も男女共同参画政策の対象となっており、また、第16条の要請を受けて「男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策」に男女共同参画の視点を盛り込まなければならないから、男女共同参画の推進に関わる施策を直接に担当する職員が男女共同参画に関する学習をしなければならないことはもちろんで、男女共同参画の推進に関わる施策を直接に担当しない市役所職員も、そのものの担当施策に男女共同参画の視点を盛り込むため男女共同参画の学習をしなければなりません。そのため、本条第4項は、男女共同参画に関する「職員の資質の向上」と「人材育成」とを図るための職員研修の実施を義務づけています。このような職員研修は市町村に広まってきています。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画について理解を深め、社会のあらゆる分野におい

て男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

- 2 男性である市民は、社会のあらゆる分野において男女の役割を固定化させている従来の慣行を改めるよう努めなければならない。
- 3 女性である市民は、男女の役割を固定化させている従来の慣行を踏襲することなく、自立した個人として対等な関係で男性と社会を形成していけるよう努めなければならない。
- 4 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の「市、市民及び事業者等の責務を明らかにする」の規定を受け、男女共同参画社会の実現のためには市民の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

【解説】

- 1 基本的姿勢について規定したもので、男女共同参画の実現のためには、各自が男女共同参画を十分理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。「南アルプスハーモニープラン」を実効性のあるものにするためには、市民の理解と協力が欠かせません。
- 2 南アルプス市民意識調査の分析結果及びパブリックコメントにおけるデータに基づき検討した結果、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行に対する態度が、男性と女性とでは異なることがわかりました。そこで、男性と女性とで男女共同参画の取り組みを異ならせ、「男性である市民」と「女性である市民」と分けて、別項でそれぞれの責務を明示しています。大きく言えば、「男性である市民」には、改善を、「女性である市民」には自立を求めています。「人」とか「市民」とかという形でひとまとまりにしないで、つねに男女を区分して考察して行くことで認識を深めていこうとする態度は、男女共同参画の核心部分です。男女の区分は男女共同参画の出発点です。

条例において、「男性である市民」とすることで、男女共同参画は女性のためだけではないということ、固定的な性別役割分担の問題は男性の問題でもあるということが明示されるわけです。男女共同参画をさらに推進するためには、漠然とした「市民」ではなく、「男性市民」「女性市民」として区別して表し、それぞれにどんな行為を求めていくか行動の方向性や態様を条文に示すことにより市民に伝えていくことは価値のあることだと思われます。

- 3 市が実施する男女共同参画の推進に向けた施策に市民が協力することを努力義務として定めたものです。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進する市の施策を十分に理解し、協力するほか、これを積極的に実施するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、事業活動において、男女の平等に関する法令を遵守し、男女が家庭と事業活動とを両立できる環境を整えることに努めなければならない。
- 3 事業者は、市と工事請負等の契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出るよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、第1条の「市、市民及び事業者等の責務を明らかにする」の規定を受け、男女共同参画社会の実現のためには事業者の行動が必要であり、それを努力義務として定めています。

男女共同参画社会基本法には特に定められていませんが、事業者は労働者を使用するといった性格上、市民以上に強い影響力を持つこと、男女共同参画社会の実現のためには職場における男女共同参画の推進は欠かすことのできないものであることから、その主体である事業者の責務を規定しています。

【解説】

- 1 第5条の市民の責務と同様、男女共同参画の実現のためには、事業者等が男女共同参画を十分理解し、基本理念にのっとり日常のあらゆる場で積極的に実践していかなければなりません。
- 2 第3条4項に規定する「家庭生活における活動と他の活動の両立」を実現するためには、本人が努力するだけでなく、事業者も仕事と家庭の両立を図りやすくなるように、労働条件などの職場環境を整えるよう努めることを規定しています。
- 3 これは、入札において、男女共同参画の推進の進捗状況の良し悪しを契約の条件にするものではなく、男女共同参画の推進状況を届け出ることにより、事業者に男女共同参画を具体的に意識してもらい、男女共同参画の推進を促すことを目指しています。

(自治組織等の責務)

第7条 自治組織等は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担意識又は社会の慣行等男女共同参画を推進するのに弊害となる要因を取り除くよう努めなければならない。

- 2 自治組織等は、市が推進する男女共同参画の施策の遂行に協力するよう努めなければならない。
- 3 自治組織等における役職の構成に当たっては、性別を理由に異なった取扱いをしないように努めなければならない。
- 4 市から補助金又は交付金を受けている自治組織等は、市に実績報告と併せて、男女共同参画の推進状況の報告を届け出るよう努めなければならない。

【趣旨】

地域活動を行う自治組織及び各種団体は、男女共同参画の推進に配慮するよう努力を求めました。

【解説】

他の地方自治体の条例は事業者として市民団体を含めているところも見られますが、営利を目的として雇用、被雇用という主従関係にある事業主に求められる責務と、自治組織及び各種団体に求められる責務とはおのずと異なることから、本市では、「職場」という場面を前提として規定している第6条の事業者の責務とは区別して、自治組織や各種団体の責務を規定し、地域活動における男女共同参画の推進を定めています。

地域社会で活動を行う団体の中で、特に自治会など、ほとんど男性が役職に就き、女性が参画しにくい組織があります。こういった固定的な性別役割分担意識やそれに基づく制度や慣習を見直し、女性の意見が反映されるような組織づくりが求められています。その第一歩として生活に身近なところから、あらゆる方針決定の場において女性の参画を推進し、男女が共に地域の一員としての役割を果たすことができる地域づくりが必要であると考えます。

また、本条第4項で、第6条3項の事業者の責務と同様、男女共同参画の推進状況について報告を求め、取組を促しています。

(教育に携わる者の責務)

第8条 教育に携わる者は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進における教育の重要性について深く理解し、積極的に基本理念に配慮した教育に取り組まなければならない。

【趣旨】

あらゆる教育に携わる者が男女共同参画の理念に基づき教育を実践することが重要であるため、その責務として明記します。

【解説】

男女共同参画社会の実現において、教育及び学習の果たす役割は極めて重要です。教育は市民の意識や価値観に大きな影響力をもつことから、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解し、あらゆる教育の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。

第2章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会のあらゆる分野において性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、他者に対して、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力行為又はそれを助長するような行為をしてはならない。

【趣旨】

すべての人や団体に対して性別による差別、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの行為、その他男女間における人権侵害について男女共同参画を阻害する行為としての禁止を定めています。

【解説】

1 女性に対する権利侵害は、個人同士の問題にとどまらず、女性と男性が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画していくことを阻む深刻な問題のひとつです。

「性別に基づく差別的な取り扱い」とは、直接的であるか、間接的であるかを問わず、また性別の意図のあるなしに関係なく、結果として性差別となるものを含みます。差別的取り扱いには間接差別の禁止も規定しています。日本では、間接差別という概念はわかりづらいとの批判もありますので、この条例では、単に「間接」という言葉を記載するのではなく、これが間接差別だという具体的な定義として行動様式を規定しました。

間接差別は諸外国でも定義されていますが、なかでもノルウェー(1978年男女平等地位法)では次のように定義されています。「女性と男性の異なる取扱いは、許されない。異なる取扱いとは、性が異なることを理由として女性と男性を不平等にする措置をいう。不当に一方の性別がもう一方の性別よりも不利になるように事実上する扱いも、また、異なる取扱いとみなす。・・・」

間接差別の禁止は、世界的な流れですが、日本は欧米に比べて議論が遅れていました。国連の女性差別撤廃委員会は2003年、日本国政府に間接差別の定義を法律で規定するように勧告しています。

これまで男女共同参画の推進を行う者の中では早くから間接差別の問題の重大性が指摘されてきましたし、また、裁判事例も出てきていたのですが、日本政府による法的な取り組みは停滞していま

した。厚生労働省の男女雇用機会均等政策研究会が、間接差別の例として、「募集・採用に当たっての身長・体重・体力を条件とすること」など7項目を挙げて報告書にまとめましたが、この内、厚生労働省令では間接差別の基準例を3つに限定しました。

身長・体重・体力を条件とすること。

総合職の募集・採用に当たって全国転勤を条件とする。

昇進に転勤経験を条件とする。ただし、企業の業務上必要と判断されれば、この要件も禁止とはなりません。

男女雇用機会均等政策研究会の報告には、「賃金などの処遇で、パート労働者より正社員を有利に扱うこと」や「福利厚生への適用や家族手当などの支給で、パート労働者を除外すること」などは取り上げられていません。

扶養手当や住宅手当の支給も、「住民票上の世帯主」が要件となっており、一般的には男性が世帯主のため、女性には支給されない場合が多く、賃金格差につながっていることも間接差別の例とされています。

- 2 セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー、売買春、性的虐待などの女性に対する暴力の背景には、女性の人権の軽視、男性重視の意識があります。今までは個人的問題であると考えられ、社会の理解が得られにくい状況でしたが、近年、これらの暴力は多くの人々にかかわる社会的問題として顕在化してきました。これは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき課題であり、女性の人権が尊重される社会にするため、性別による権利侵害をあらゆる場において明確に禁止するものです。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第10条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担若しくは男女間の暴力等を助長し、若しくは連想させる表現又は過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、前条と同様、すべての人や団体に対して公衆に対する情報揭示に際して、性的な差別や暴力を連想させる表現の禁止を求めています。表現の自由の優越的地位を考慮して、努力義務規定としました。

【解説】

情報の発信者が誰であろうと、新聞、テレビ、ポスターなどの情報は、市民の意識や行動に大きな影響を与えます。特に、ビジュアルな表現方法は、強い模倣行動を誘発しますので、社会的性差であるジェンダーや暴力行為の刷り込みがおこなわれてしまいます。そのため、市などの公共機関はもとより、すべての者や団体が公衆に対し、放送、印刷物の掲示や配布、口頭等の手段により、性別による固定的役割分担及び男女間の暴力を助長するような表現をしないよう努めることを規定しています。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の実現に向けての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画の推進のために基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民及び事業者等の意見を反映させる措置を講ずるよう努めるとともに、南アルプス市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画施策の基本となる計画（基本計画）について、定めています。

【解説】

男女共同参画社会基本法第14条第3項の「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧告して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。」との規定を受けて、南アルプス市は、平成17年度から平成26年度までを計画期間とする「南アルプスハーモニープラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

計画の策定にあたっては、南アルプス市男女共同参画審議会の意見を聞くこと、市民及び事業者等の意見を反映することを定めているのは、市・市民・事業者等が一体となって男女共同参画を推進していくことが不可欠であり、基本計画を地域の実情に応じたものにするうえで重要だからです。

基本計画を策定したときは、その内容を広く公表することを求めます。

（実施状況の公表）

第12条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

【趣旨】

本条は、市長に対し、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況について公表を義務付けています。

【解説】

男女共同参画を推進していくためには、「南アルプス市ハーモニープラン」に基づいた施策の実施状況を調査、検証していくことが必要です。市では男女共同参画に関する基本計画の進捗状況を明らかにするため、毎年、基本計画に基づいた施策の実施状況を男女共同参画審議会に報告し、広報や、市のホームページその他の方法により公表します。行政内部の資料とするだけでなく、市民等に対して公表していくことで、男女共同参画社会の実現に向けた理解と意識の高揚が図られます。

（調査研究）

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、かつ実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

【趣旨】

本条は男女共同参画に関する情報の収集及び調査研究について市に義務を課しています。

【解説】

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには、国内外の動向や市の施策の推進状況、市民の意識、あらゆる分野における男女共同参画の推進状況や男女共同参画を阻害する要因等について市が的確に把握し、今後の施策に反映させていくことが重要です。

(情報提供及び広報活動)

第14条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて情報を提供し、及び広報活動を行うよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画の推進について、情報提供及び広報活動を市に義務付けています。

【解説】

市は、市民、事業者等及び教育に携わる者が協働で男女共同参画を推進していくためには、男女共同参画に関する理解の促進を図るための情報の提供や啓発、広報活動を行うことが必要です。「広報活動」は市の広報誌によるもののほか、情報誌、その他のチラシやポスター、インターネット等を通じた広報等があります。

(男女平等教育の推進)

第15条 市は、学校教育、社会教育その他あらゆる教育の分野において、男女平等教育を推進するよう努めなければならない。

【趣旨】

男女共同参画にとって教育及び学習は根本的な意義を持ちます。そのため、本条は市に対して、生涯にわたるあらゆる教育の分野で、男女共同参画についての教育を行うことを求めています。

【解説】

- 1 男女共同参画の特殊な性格として、推進する者は、まず学習することからスタートします。これは私たちがこれまでの生活の中で「当然」「当たり前」としてきた意識や慣行がジェンダーによってゆがめられているということが、学習してこそはじめて理解し認識することができるからです。
- 2 教育基本法の前文は、教育の果たす役割の大きさを表しています。「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。・・・」(旧教基法前文)
男女共同参画社会の実現において、教育の果たす役割は極めて大きいので、教育に携わるものが男女共同参画の理念を理解し、あらゆる分野において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要であると考えます。
- 3 学校教育においては、男女共同参画、人権などに関する教育を推進するとともに、学校外における青少年教育活動の指導者など地域社会で指導的な役割を果たす者に対して男女共同参画についての

意識啓発を行うことも重要です。

社会教育においては、男性も女性も生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等に関する意識を育むよう、人権学習や男女共同参画に関する学習について機会の提供なども必要です。

(施策の策定への配慮)

第16条 市は、あらゆる施策の策定に当たり、企画、立案及び実施において男女共同参画の推進に配慮するものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画社会基本法第15条を受けて、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について、それを策定し、実施するにあたって、男女共同参画社会の形成への配慮義務を規定しています。

【解説】

男女共同参画基本法は、「施策」を2種類に分けています。「男女共同参画社会の形成に関わる施策」いわば直接的に男女共同参画に関する施策で、男女共同参画の担当者が担当するものです。他方、

「男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策」いわば間接的に男女共同参画の推進に関わりを持つ施策で、男女共同参画の担当者以外の職員が担当するものです。そして、第15条は「地方公共団体は、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するにあたっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない」と規定して、男女共同参画の担当者以外の職員が担当する事業の中に男女共同参画の視点を盛り込んでもらおうとするものです。

本条は、上述の男女共同参画社会基本法15条と同旨です。すなわち、シルバープランやエンゼルプラン、さらには防災プランなど、男女共同参画とは直接に関わりを持たないプランでも、その中に、男女共同参画の視点を盛り込んでもらおうとする条文です。これにより、広範な男女共同参画の推進が可能となります。

総じて、市は、男女共同参画を直接的に推進する施策だけでなく、男女共同参画に間接的に影響があると考えられる施策についてもそれを策定し、実施するにあたって、男女共同参画の視点を踏まえて取り組まなければならないとした配慮義務を規定しています。

(積極的改善措置)

第17条 市長は、各種行政委員又は審議会等における委員を委嘱し、又は任命するときは、委員の男女比率に配慮するものとする。

2 市長は、男女共同参画の推進に当たっては、前項の規定によるもののほか、必要な場合において、積極的改善措置を講ずるものとする。

【趣旨】

本条は、政策、方針決定の場への女性の登用について、市が率先して取組んでいくことが重要であることから、各種行政委員や審議会等における女性委員の登用を積極的に図ることを定めています。

【解説】

市が設置している法律による付属機関等や市長の諮問機関その他の委員会、審議会等の委員の選任に

あたっては、男女の委員数の均衡を図ることを求めています。このことにより、男女の視点の違いによる意見を施策に反映させることができます。

南アルプスハーモニープランは、重点目標「政策、方針決定過程への女性の参加拡大」で「各種行政委員や審議会等への女性の登用率の向上」を策定から10年後の平成26年には40%になるよう目標を設定しています。

（市民への活動支援）

第18条 市は、男女共同参画を推進する市民に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、男女共同参画を推進する市民に対して、必要な支援を行うことを規定しています。

【解説】

本条の「市民」とは、第2条に定義する「市民」を示しています。市民は住民登録の有無にかかわらず、市内に居住する者、市内に通勤する者及び市内に通学する者をいいます。

また、「協働」とは、男女共同参画の推進にあたって市と市民とが対等の立場で協力し合うことです。いわば市と市民の二人三脚です。市は一定の行政権力を行使する行政機関だからできることとできないことがあり、市民は市民だからできることとできないことがあります。市と市民の両者が力を合わせれば、お互いの短所が消滅し、長所だけが伸びていくことになり、男女共同参画の推進が進むというわけです。

本条は、市民が行う男女共同参画の推進に資する自主活動に対して、男女共同参画の基本理念を深めるための支援として、情報提供やその他必要な支援を協働して行うことの必要性を規定しています。

（家庭生活とそれ以外の活動との両立支援）

第19条 市は、男女が家庭生活における活動と地域生活又は職業生活における活動とを両立させるために、必要な支援を行うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、男女の社会進出や少子高齢化の進展の中で、家庭生活、地域生活、職業生活等における活動の両立の重要性は非常に大きく、市に対して必要な措置を行うよう定めています。

【解説】

男女が共に社会のあらゆる場に参画していくためには、男女が相互に協力していくとともに、社会の支援を受けながら、その役割を円滑に果たし、家庭生活と他の活動（地域生活、職業生活など）との両立を図ることが、重要な課題となっています。

家庭と仕事の両立支援を進め、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備するなど、充実した支援を行うことを規定しています。

（子育てと介護の共助と支援）

第20条 家族を構成する者は、性別により役割を固定することなく、共に助け合い、協力して子ども

の養育及び家族の介護をしなければならない。

- 2 市は、家族を構成する者が性別により役割を固定することなく子育て及び介護を積極的に行うことができるよう環境整備に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関して、男女の別に関わらず家庭を構成する者に、積極的に参画することを求め、また、市は家族を構成する者が両立するための支援を行うことを定めています。

【解説】

本条は、前19条(家庭生活とそれ以外の活動との両立支援)を踏まえ、男女が安心して子どもを産み育て、家庭として責任を果たすことができるよう社会を形成していくことの重要性にかんがみ、19条とは別に独立しています。

子育てや介護等、家庭責任の多くは、女性が担っているという状況の中で、少子高齢化が進展しています。仕事と育児、介護等の両立に関する意識啓発を進め、特に、男性が家庭生活に積極的に参画することを求めています。

市は、子育てや家族の介護に関するサービスの充実などの支援を行うことを規定しています。この条に対する「支援」とは、多様な保育サービスの整備、放課後児童対策の充実、育児休暇や介護休暇の取得しやすい環境整備、介護関連サービスの充実、雇用条件の改善、働き方の見直しを進めるための意識啓発、様々な情報提供サービスなどが考えられます。

(事業者への支援)

第21条 市は、事業者に対し雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、事業者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の男女の人権に関する問題の発生が事業活動に対する障害となるおそれがあることにかんがみ、当該問題の回避のための情報を提供しなければならない。

【趣旨】

本条は、市が事業者に対し雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。

【解説】

- 1 市が、雇用の分野における男女共同参画が推進されるよう必要な支援を行うと広く規定し、2項3項において推進するための具体的な支援について定めています。
- 2 職場におけるセクシュアル・ハラスメント等、男女の人権に関する問題の発生は、利益を追求する事業者にとって、事業活動に対する損失となります。この損失を抑えることは事業活動に対して大きな要素になることから、市は事業者に対し、問題を回避するための情報の提供を行うことを定めています。

(自営業者への支援)

第22条 市は、農林業、商工業その他の産業における自営業の男女共同参画を推進するため、これらに従事するものに対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市が農林業、商工業その他の分野における自営業の男女共同参画が推進されるよう支援を行うことを定めています。

【解説】

農業就業人口の約6割を女性が占めているなど、農林業、商工業その他の産業における自営業で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化し、家族経営協定や経営の法人化など具体的な手法の普及拡大・有効活用を図るため、情報提供など必要な支援を行います。

(市民等の表彰)

第23条 市は、男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる市民、事業者等の表彰を行うものとする。

【趣旨】

本条は、市民等の表彰について規定しています。

【解説】

男女共同参画の推進に関する活動に積極的に取り組んでいる市民、事業者等を表彰し、市民に公表することを定めています。

(新たな取組みを必要とする分野の推進)

第24条 市は、新たな取組を必要とする分野(科学技術、防災、災害復興、地域おこし、まちづくり、観光及び環境の各分野をいう。)における男女共同参画を推進しなければならない。

【趣旨】

国が第1次男女共同参画基本計画期間中の取組を評価・総括し、第2次基本計画を平成17年12月策定したのを受けて、基本計画の重点事項のひとつに取り上げられている「新たな取組みを必要とする分野の推進」に関する国の取組みに市も対応できるよう、当該取組みの根拠を示した規定です。

【解説】

基本計画(第2次)より抜粋してみましょう。

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会に形成についての基本理念として、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策決定の立案及び決定への共同参画」等を掲げている。

また、国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定、実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない旨も規定している。

これらの基本法の理念を踏まえ、最近における男女共同参画をめぐる社会経済情勢の変化を見ると、これまでに掲げた分野以外のことが求められている分野がある。

これらの分野は、人々の暮らしの改善に直接つながる分野であり、女性の一層の参画が望まれており、男女がともに参画し、多様な発想、活動の活性化、国際競争力の向上を図ることによって、それぞれの分野の新たな発展を期待することができる。

本計画に掲げた分野を含むあらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施し、男女共同参画社会の実現を目指す。

新たな取組を必要とする分野

科学技術

防災（災害復興を含む）

地域おこし、まちづくり、

観光

環境

（国際的協調のための措置）

第25条 市は、男女共同参画の推進に当たって、国際的協調の下に、外国の地方公共団体等との情報交換その他男女共同参画の推進に関する国際的な相互協力を円滑に促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、基本法の規定を受けて、市は国際的強調のための措置を講ずるよう努めることを定めています。

【解説】

基本法19条は「国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と定めています。ここでいう「国際的視野に立って」とは、国際連合や国際会議等で決議された男女共同参画に関する事項は、国際社会における国際標準と位置づけられており、この国際標準を取り入れるよう努めることを意味しています。

市は国際的視野に立って、男女共同参画に関して必要な措置を講ずることに努めています。

（苦情及び相談への対応）

第26条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について、市民又は事業者等から苦情の申出を受けたときは、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害について、市民又は事業者等から相談の申出があったときは、関係機関又は関係団体と協力して、適切な措置を迅速に講ずるよう努めなければならない。

3 市長は、前2項の申出に係る対応において、必要があると認めるときは、南アルプス市男女共同参画審議会に意見を求めることができる。

【趣旨】

本条は、市がおこなう男女共同参画に関する施策に対する市民や事業者等からの苦情の申出、または性別による差別的取扱いなど人権の侵害に対する相談の申出について、市は迅速かつ適切な措置を講ずるよう努めることを規定しています。このような苦情については、男女共同参画審議会と連携が取れるような体制に配慮しています。

【解説】

- 1 市は市が行う男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策について不都合があった場合、不都合を生じた市民や事業者等の苦情に対し対応することを規定しています。
- 2 市は、性別に基づく差別などによって人権が侵害された場合、解決に向けて関係機関などと連携をとりながら、相談に応じ、必要な措置を講ずるものとします。
- 3 苦情に対しては、苦情処理機関を置き、対応する等適切な措置を講じます。
- 4 市は苦情の申出の内容を検討したうえ、必要があれば男女共同参画審議会に諮るなど適切迅速な措置を講じます。苦情処理機関は、男女共同参画審議会の委員が兼務する等により、苦情内容を男女共同参画の施策に反映するよう努めます。

第4章 推進体制の整備

第27条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

- 2 前項に定める体制の整備は、次の各号により行うものとする。
 - (1) 市は、市、市民及び事業者等が互いに協働して効果的な男女共同参画の推進を図るため、南アルプスハーモニープラン推進会議を置く。
 - (2) 市は、関係部局相互の連携により、男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に計画し、調整し、及び実施するため、市長を長とする推進体制を整備するものとする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための推進体制について定めています。

【解説】

- (1) 男女共同参画社会の実現を目指した南アルプスハーモニープランを計画的に推進するため、南アルプス南アルプスハーモニープラン推進会議を設置しています。
- (2) 市が実施するあらゆる施策に対して、総合的に男女共同参画を図るための庁内推進本部を整備することを規定しています。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第28条 市長は、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議等を行うため、南アルプス市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。
 - (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
 - (2) 第26条第1項及び第2項に規定する苦情及び相談の申出に関する事項

(3) 男女共同参画の推進に関し、市長から諮問を受けた事項

- 3 審議会は前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、男女共同参画の推進に関する事項について市長に意見を述べることができる。

【趣旨】

本条は、南アルプス市男女共同参画審議会について定めています。

【解説】

南アルプスハーモニープランに基づいた施策の実施状況の調査・検証や、男女共同参画を推進していくうえで、社会経済状況や環境の変化によって発生した問題等を調査審議するために「南アルプス市男女共同参画審議会」を設置します。

(組織等)

第29条 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満としないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認められた場合は、この限りでない。
- 3 委員は、市民、事業者等の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

【趣旨】

本条は、男女共同参画推進審議会の組織について定めています。

(委任)

第30条 前2条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、男女共同参画審議会の運営に関する必要事項を規則でも定めることとしています。

【解説】

審議会の会長の選任、会議の運営、部会の設置、庶務などの規定は施行規則に委ねることとしています。

第6章 補則

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。